



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月29日（金） 号外（第9号）

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正（会計管理課）	2
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正（同）	2
<b>訓 令</b>	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令（秘書課）	3
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令（人事課）	3
○群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令（総務事務管理課）	4
<b>災害対策本部規程</b>	
○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（危機管理課）	5
<b>国民保護対策本部規程 緊急処理事態対策本部規程</b>	
○群馬県国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（危機管理課）	6

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第96号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

2の項シ中「児童福祉・青少年課」を「児童福祉課」に改める。

6の項(4)ア中「及び森林環境税徴収金」を削る。

## ◎群馬県告示第97号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

表デジタルトランスフォーメーション戦略課の項機関の欄中「デジタルトランスフォーメーション戦略課」を「デジタルトランスフォーメーション課」に改め、同項委任事務の欄を次のように改める。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 キャッシュレス決済によるNETSUGEN（群馬県庁舎三十二階官民共創スペース）の使用料の収納に関する事務</li><li>2 キャッシュレス決済によるGINGHAM（群馬県庁舎三十一階マルシェ&amp;キッチン）の使用料の収納に関する事務</li></ol> |
|---|

表財産有効活用課の項委任事務の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 財産有効活用課における歳計外現金（インターネットを利用して県の所有する不動産の売払いを行うシステムによる一般競争入札に係る入札保証金に限る。）の出納及び保管に関する事務</li><li>2 キャッシュレス決済による昭和庁舎の使用料の収納に関する事務</li><li>3 キャッシュレス決済による群馬会館の使用料の収納に関する事務</li></ol> |
|--|

表行政県税事務所又は自動車税事務所の項中「若しくは決算管理係長」を削り、表児童福祉・青少年課の項及び保健福祉事務所の項中「児童福祉・青少年課」を「児童福祉課」に改め、表畜産課の項中「畜産課」を「農政課」に改める。

訓令

群馬県訓令甲第四号

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程（平成四年群馬県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「スポーツ局長」の下に、「福祉局長」を、「戦略セールス局長」の下に、「知事戦略部副部長」を加え、「地域創生部副部長（地域連携担当）」を「地域創生部副部長」に改め、「農政部副部長」の下に、「産業経済部副部長」を加える。

群馬県知事 山本 一太

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第五号

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程（昭和三十九年群馬県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。  
別表第一「東京事務所」の項中「副所長」を「次長」に改め、同表中

群馬県知事 山本 一太

女性相談所	次長。次長が不在のときは、主務係長
児童相談所	次長。次長が不在のときは、主務係長
ぐんま学園	次長。次長が不在のときは、主務係長
心身障害者福祉センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
発達障害者支援センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
しろがね学園	次長。次長が不在のときは、主務係長

を

こころの健康センター	主監。主監が不在のときは、次長。主監及び次長が共に不在のときは、主務係長
食肉衛生検査所	副所長。副所長が不在のときは、次長。副所長及び次長が共に不在のときは、主務係長
動物愛護センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
鳥獣被害対策支援センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
浅間家畜育成牧場	次長。次長が不在のときは、主務係長

に改める。  
別表第二中

女性相談支援センター	主監。主監が不在のときは、次長。主監及び次長が共に不在のときは、主務係長
児童相談所	次長。次長が不在のときは、主務係長
ぐんま学園	次長。次長が不在のときは、主務係長
しろがね学園	次長。次長が不在のときは、主務係長
食肉衛生検査所	副所長。副所長が不在のときは、次長。副所長及び次長が共に不在のときは、主務係長
動物愛護センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
心身障害者福祉センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
発達障害者支援センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
こころの健康センター	主監。主監が不在のときは、次長。主監及び次長が共に不在のときは、主務係長
浅間家畜育成牧場	次長。次長が不在のときは、主務係長
鳥獣被害対策支援センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
農業技術センター	主務部長（センターにあつては、主務センター長）。主務部長が不在のときは、次長。主務部長及び次長が共に不在のときは、主務係長
蚕糸技術センター	次長。次長が不在のときは、主務係長

を

水産試験場	次長。次長が不在のときは、主務係長(センターにあつては、センター長)
農林大学校	農林部長。農林部長が不在のときは、農林部次長又は研修部長。農林部長及び農林部次長又は研修部長が共に不在のときは、主務係長(学科にあつては、学科長)
家畜衛生研究所	主席研究員。主席研究員が不在のときは、主務係長
畜産試験場	次長。次長が不在のときは、主務係長

家畜衛生研究所	主席研究員。主席研究員が不在のときは、主務係長
農林大学校	農林部長。農林部長が不在のときは、農林部次長又は研修部長。農林部長及び農林部次長又は研修部長が共に不在のときは、主務係長(学科にあつては、学科長)
畜産試験場	次長。次長が不在のときは、主務係長
農業技術センター	主務部長(センターにあつては、主務センター長)。主務部長が不在のときは、次長。主務部長及び次長が共に不在のときは、主務係長
蚕糸技術センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
水産試験場	次長。次長が不在のときは、主務係長(センターにあつては、センター長)

に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第六号

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県公文書管理規程(令和三年群馬県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「スポーツ局」の下に、「福祉局」を加える。  
第八条第二項第四号中「スポーツ振興課」の下に、「福祉局長宛てのものは地域福祉課」を加える。

別表第一の1の表知事戦略部の項中

「デジタルトランスフォーメーション戦略課  
業務プロセス改革課

DX  
業改

を

「デジタルトランスフォーメーション課

DX

に改め、同表地域創生部の

項中

「スポーツ振興課

ス振

を

「スポーツ振興課  
湯けむり国スポーツ・全スポーツこども準備課

ス振  
湯スポ

に改め、同表生活こども部

の項中

「県民活動支援・広聴課  
消費生活課  
私学・子育て支援課  
児童福祉・青少年課

広支  
消生  
字子  
青児

を

「こども・子育て支援課  
私学・青少年課  
児童福祉課  
県民活動支援・広聴課  
消費生活課

青支  
こ学  
児福  
県支  
生広

に改め、同表健康福祉部の

項中

「監査指導課  
医務課  
介護高齢課  
感染症・がん疾病対策課  
健康長寿社会づくり推進課  
障害政策課  
業務課

監指  
医介  
高疾  
健康  
長障  
業

を

「国保援護課 食品・生活衛生課」	「国保衛生課 医務課 感染症・疾病対策課 健康長寿社会づくり推進課 業務課 国保医療課 食品・生活衛生課 地域福祉課 監査指導課 介護高齢課 障害政策課	「国保衛生課 医務課 健康長 感染症 疾病	「に改め、同表農政部の項中
「技術支援課 蚕糸園芸課 ぐんまブランド推進課 畜産課	「米麦畜産課 野菜花き課 蚕糸特産課 ぐんまブランド推進課	「技術支援課 蚕糸園芸課 畜産課	「に改め、別表第一の2の表
「ぐんま学園 しろがね学園」	「ぐんま学園 しろがね学園」	「ぐんま学園 しろがね学園」	「に改め、同表健康福祉部の
「項中 「心身障害者福祉センター 発達障害者支援センター しろがね学園 こころの健康センター 食品安全検査センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター」	「心身障害者福祉センター 発達障害者支援センター しろがね学園 こころの健康センター 食品安全検査センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター」	「心身障害者福祉センター 発達障害者支援センター しろがね学園 こころの健康センター 食品安全検査センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター」	「に改め、同表農政部の項中

「食品安全検査センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 心身障害者福祉センター 発達障害者支援センター こころの健康センター」	「心身障害者福祉センター 発達障害者支援センター しろがね学園 こころの健康センター 食品安全検査センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター」	「に改め、同表農政部の項中
「農業技術センター 病害虫防除所 蚕糸技術センター 水産試験場 農林大学校 農獣被害対策支援センター 家畜衛生研究所 浅間家畜育成牧場 鳥獣被害試験場	「家畜衛生研究所 農林大学校 浅間家畜育成牧場 畜産試験場 農業技術センター 病害虫防除所 蚕糸技術センター 水産試験場 鳥獣被害対策支援センター」	「に改め、同表農政部の項中
「家畜衛生研究所 農林大学校 浅間家畜育成牧場 畜産試験場 農業技術センター 病害虫防除所 蚕糸技術センター 水産試験場 鳥獣被害対策支援センター」	「家畜衛生研究所 農林大学校 浅間家畜育成牧場 畜産試験場 農業技術センター 病害虫防除所 蚕糸技術センター 水産試験場 鳥獣被害対策支援センター」	「に改め、同表農政部の項中

**災害対策本部規程**

群馬県災害対策本部規程第一号  
群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和六年三月二十九日

群馬県災害対策本部長 山本 一太  
群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程  
群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和三十九年群馬県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「危機管理監」の下に「同条第五項に規定することもまんなか推

進監」を加える。

別表第一知事戦略部の部交通対策班の項に次の一号を加える。

三 公共交通機関に係る運行情報の提供に関すること。

別表第一健康福祉部の部健康福祉総務班の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 都道府県DHEAT(各都道府県の災害時健康危機管理支援チームをいう。)の受援調整及び群馬DHEAT(県内の災害時健康危機管理支援チームをいう。)の派遣調整に関すること。

別表第一健康福祉部の部医療・防疫班の項に次の一号を加える。

九 DPAT(災害派遣精神医療チームをいう。)の派遣要請、調整等に関すること。

別表第一健康福祉部の部要配慮者対策班の項第三号中「ぐんまDWAAT」の下に「(県内の災害派遣福祉チームをいう。)」を加え、同項第四号中「都道府県DWAAT」の下に「(各都道府県の災害派遣福祉チームをいう。)」を加える。

別表第一企業部の部企業総務班の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 部内の車両に関すること。

別表第一警備部の部警備対策班の項に次の一号を加える。

五 航空機の運用に関すること。

別表第一地域部の部地域対策班の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第二知事戦略部の部知事戦略部長デジタルトランスフォーメーション推進監グリーンイノベーション推進監の款情報通信ネットワーク班の項中「業務プロセス改革課長」を「デジタルトランスフォーメーション課長」に改め、同款知事戦略応援班の項中「デジタルトランスフォーメーション戦略課長」を「グリーンイノベーション推進課長」に改め、「グリーンイノベーション推進課長」を削り、同表地域創生部の部

地域創生部長の款地域創生応援班の項中「スポーツ振興課長」を「スポーツ振興課長」に改め、同表生活子ども部の部中「生活子ども部長」を「生活こ

全スポぐんま準備課長」に改め、同表生活子ども部の部中「生活子ども部長」を「生活こ

活子ども部長」に改め、同部生活子ども部長の款私立学校・児童福祉班の項中

どもまんなか推進監」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉

長」を「私学・子育て支援課長」を「子ども・子育て支援課長」に、「児童福祉・青少年課

長」を「私学・青少年課長」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉

総務班の項中

「」を「」に改め、同

表健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉

長」を「私学・子育て支援課長」を「子ども・子育て支援課長」に、「児童福祉・青少年課

長」を「私学・青少年課長」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉

総務班の項中

「」を「」に改め、同

表健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉

長」を「私学・子育て支援課長」を「子ども・子育て支援課長」に、「児童福祉・青少年課

長」を「私学・青少年課長」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉

総務班の項中「」を「」に改め、同

改め、同款要配慮者対策班の項中「健康福祉課長」を「地域福祉課長」に改め、同款健康福祉応援班の項中「国保保護課長」を「国保医療課長」に改め、同表農政部の部農政部長の款農政総務班の項中

「」を「」に改め、同

表農作物・施設対策班の項中「技術支援課長」を「米麦畜産課長」に、「蚕糸園芸課長」を「農政課長」に改める。

「」を「」に改める。

「」を「」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

### 国民保護対策本部規程 緊急対処事態対策本部規程

群馬県国民保護対策本部規程第一号

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

の規程を次のように定める。  
令和六年三月二十九日

群馬県国民保護対策本部長 山本 一太

群馬県緊急対処事態対策本部長 山本 一太

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程(平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「危機管理監」の下に、「同条第五項に規定することもまんなか推進監」を加える。

別表第一知事戦略部の部交通対策班の項に次の一号を加える。

三 公共交通機関に係る運行情報の提供に関すること。

別表第一健康福祉部の部医療・防疫班の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 DPATの派遣要請、調整等に関すること。

別表第一企業部の部企業総務班の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 部内の車両に関すること。

群馬県国民保護対策本部長 山本 一太

群馬県緊急対処事態対策本部長 山本 一太

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

の規程を次のように定める。  
令和六年三月二十九日

群馬県国民保護対策本部長 山本 一太

群馬県緊急対処事態対策本部長 山本 一太

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

の規程を次のように定める。  
令和六年三月二十九日

別表第一警備部の部警備対策班の項に次の一号を加える。

六 航空機の運用に関すること。

別表第一地域部の地域対策班の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第二知事戦略部の部知事戦略部長デジタルトランスフォーメーション推進監  
グリーンイノベーション推進監の款情報通信ネットワーク班の項中「業務プロセス改革  
課長」を「デジタルトランスフォーメーション課長」に改め、同知事戦略応援班の  
項中「デジタルトランスフォーメーション戦略課長」を「グリーンイノベーション推  
進課長」に改め、「グリーンイノベーション推進課長」を削り、同表地域創生部の部  
地域創生部長の款地域創生応援班の項中「スポーツ振興課長」を「スポーツ振興課長  
湯けむり国スポ・  
全スポぐんま準備課長」に改め、同表生活子ども部の部中「生活子ども部長」を「生  
こ

活子ども部長  
どもまんなか推進監」に改め、同部生活子ども部長の款私立学校・児童福祉班の項中

「私学・子育て支援課長」を「こども・子育て支援課長」に、「児童福祉・青少年課  
長」を「私学・青少年課長  
児童福祉課長」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉部長の款健康福祉

総務班の項中

地域福祉課長

に改め、同

款医療・防疫班の項中「感染症・がん疾病対策課長」を「感染症・疾病対策課長」に  
改め、同款要配慮者対策班の項中「健康福祉課長」を「地域福祉課長」に改め、同款  
健康福祉応援班の項中「国保医療課長」を「国保医療課長」に改め、同表農政部の部  
農政部長の款農政総務班の項中

農業構造政策課長

に改め、同

款農作物・施設対策班の項中「技術支援課長」を「米麦畜産課長」に、「蚕糸園芸課  
畜産課長

長  
を  
「農政課長  
野菜花き課長  
蚕糸特産課長」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---